

指名停止措置について

指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
富士通（株）	田中 達也	神奈川県川崎市中原区上小田 4-1-1	平成 28 年 9 月 17 日から 平成 28 年 10 月 16 日まで (1 か月)
日本電気（株）	新野 隆	東京都港区芝 5-7-1	平成 28 年 9 月 17 日から 平成 28 年 10 月 16 日まで (1 か月)

指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

指名停止に係る事実概要等

富士通(株)は東京電力が競争見積等の方法により発注する特定電力保安通信用機器（据付工事、除却工事等が併せて発注される場合には当該工事等を含む。）に関し、納入価格の低落防止を図るため、他の事業者と共同して納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。このことが独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反するものとして、平成 28 年 7 月 12 日、公正取引委員会より、同法の規定に基づく、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

日本電気(株)は、同事由で、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行ったとして、同日、公正取引委員会より、違反事業者として認定された。

このことは「安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱」別表第 2 第 3 号に該当する。

なお、2 社とも課徴金減免制度の適用事業者であることが、公正取引委員会より公表されているため、指名停止措置の期間を適用がなかった場合の 2 分の 1 とする。

よって、指名停止措置期間を 1 ヶ月とする。

指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱

別表第 2 第 3 号

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 3 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内